

参考資料

道路空間利活用の事例紹介

道路空間に対する国民のニーズを把握するため、平成22年6月から7月にかけて、道路空間のオープン化に対する提案を広く募集したところ、民間企業、地方公共団体等から多様な意見を頂きました。

これらのご提案のうち、提案募集時点で制度上対応可能なものも散見されたことから、改めて道路空間の利活用に関する主な事例を紹介いたします。

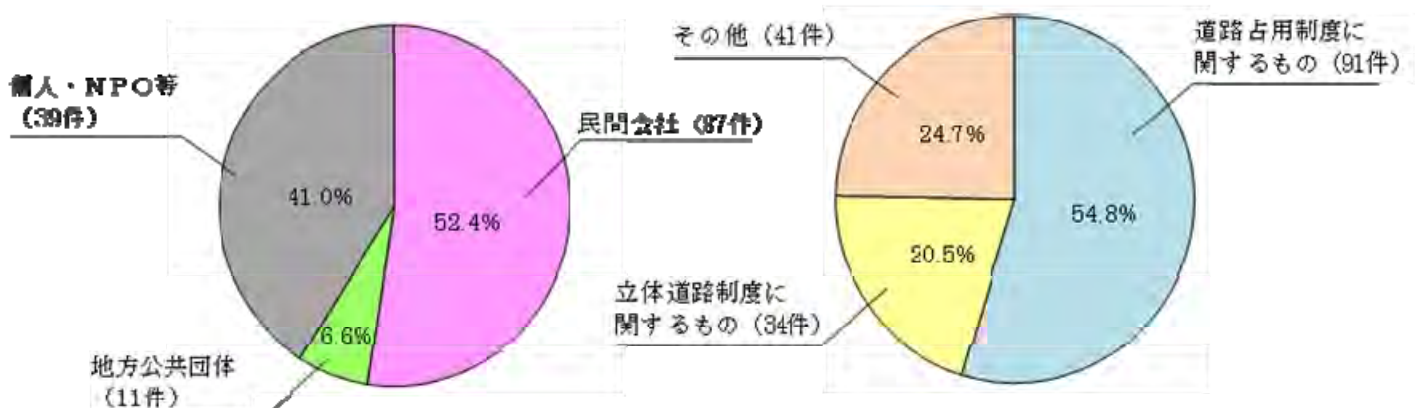
なお、当該事例の取扱い^(※1)については、国土交通省が管理する道路の占用許可基準ですので、地方公共団体の管理する道路につきましては、当該道路管理者へお問い合わせください。

※1 事例2の特定連結路附属地の占用については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の占用許可基準である。

【参考】

①提案者の内訳

②提案内容の制度別の分類



事例1 高架下の占用について

【考え方】

◇高架下については、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わいの創出等の観点から、有効活用を推進することとしています。

【概要】

1. 占用主体

高架道路は橋脚に支えられた特殊な構造であり、高架下占用によって道路管理者の日常点検等が困難になるため、占用主体が橋脚の日常点検等の管理能力を有すること（※）が必要。

※具体的には、次のような点検を行う能力を有すること。

- 橋脚、床版等の損傷、亀裂等の有無の点検
- 高架道路からの落下物の有無の点検、
- 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検 等

2. 決定プロセス

まちづくりの観点等から適正かつ合理的な土地利用を図る必要がある高架下については、高架下等利用計画検討会（※）の意見を踏まえ、高架下等利用計画（占用者、利用方法等）を決定。

※学識経験者、地方公共団体、関係道路管理者等から構成される第三者機関



【公園：さいたま市】



【トランクルーム：東京都】

【参考通達】

高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について(H21.1.26道路局長通知)

高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて(H21.1.26路政課長通知)

【考え方】

◇高速自動車国道等を活用した新たなビジネスチャンスを創出するとともに民間事業者の創意工夫による利用者サービスの向上を図るため、特定連結路附属地には食事施設、購買施設等の利便増進施設を設けられることとしており、かつ、許可基準を緩和しています。

【概要】

1. 占用許可対象物件

食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、高速道路等の通行者の利便の増進に資するもの

典型的な施設の例：ファミリーレストラン、コンビニエンスストア

2. 決定プロセスの公正性の確保

①道路管理者において、事業箇所を選定し、条件を明示して事業者を公募

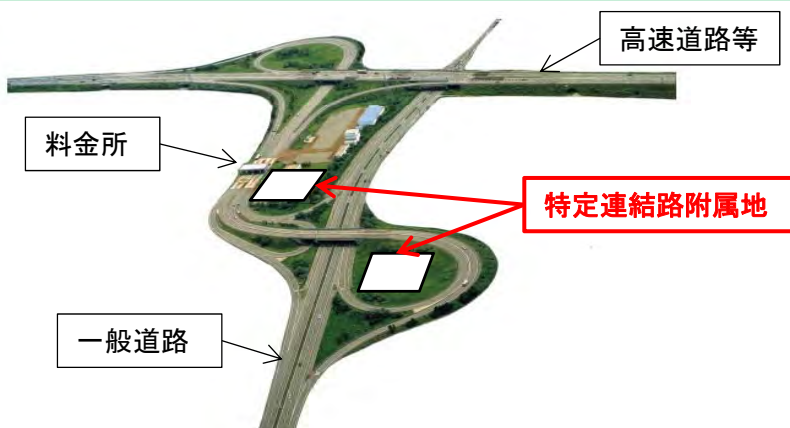
②第三者委員会において、占用許可の可否を審議

③選定結果、選定理由について公表

3. その他

占用許可の更新は3回まで（最長20年）

※（独）日本高速道路保有・債務返済機構における運用基準



【特定連結路附属地の商業施設：さいたま市】

【参考】

特定連結路附属地における利便増進施設の占用 実施要領
(H21.2独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)

地域活性化等に資する広告物の占用について

【考え方】

◇近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を設置し、道路利用者の利便性の向上等を図る取組みや、イベントを実施して地域の活性化等を図る取組みが行われています。これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的要請が高まっていることを受け、地域における公共的な取組み（※）に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に係る許可基準を緩和しています。

※地域における公共的な取組みとは、

地方公共団体、NPO、自治会その他の地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。

例えば、街並みに配慮した街灯を自治会が整備する活動やNPOの行う路上イベントが該当し得る。

【概要】

1. 街並みに配慮した街灯等の占用物件に添加する広告物の場合

(1) 広告料の充当対象

道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、NPO、自治会等が占用許可を得て行う街灯、ベンチ等の工作物や自転車駐輪器具、アーケード等の道路利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物等（以下「利便工作物等」という）の整備又は維持管理とする。

(2) 広告物の形態

利便工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等を表示する看板等を添加する形態のものとする。

2. 地域活性化等イベントに伴う広告物の場合

(1) 広告料の充当対象

地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、次のような者が実施主体として行うイベントとする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を含む地域住民、団体等の関係者からなる協議会等
- ③ 地方公共団体が支援するイベントの実施主体
- ④ その他連絡協議会において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、次のような形態のものとする。

- ① 協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加
- ② 協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置
- ③ 公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置（イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内に限る）



広告を添加



【参考通達】

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（H20.3.25道路局長通知）（H20.3.25道路局路政課長通知）

広告付きバス停上屋の占用について

【考え方】

◇バス停留所に設置される上屋、ロケーションシステム、ベンチ等は、バスを利用する一般市民の利便性の向上に資するものであり、整備が進むことが望ましいものです。このため、バス停上屋等の整備又は維持管理に必要な費用に充当するためにバス停上屋に添加される広告板については、道路占用に係る許可基準を緩和しています。

【概要】

1. 広告物の占用主体

添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者が、新規の占用許可申請を行う。

※この場合の広告事業者には、バス事業者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含まれる。

2. 広告料の充当対象

バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上等の観点から、バス事業者が道路管理者から占用許可を得て行うバス停留所に設置される上屋、バス利用者向けのロケーションシステムなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件の整備又は維持管理とする。



【バス停上屋：名古屋市】



【バス停上屋：東京都】

【参考通達】

バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて(H20.3.25道路局路政課長通知)

【考え方】

◇道路上における放置自転車・自動二輪車は、歩行者や車いす利用者等の安全で円滑な通行の妨げとなっています。このような放置自転車問題を早期に解決するため、歩道等に自転車等の車輪止め装置その他の駐車用器具を設けられることとしています。

【概要】

1. 占用主体

地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者。

2. 占用の場所

〈自転車〉車道、分離帯、ロータリーその他これらに類する場所以外の道路の部分であって、駐輪後に歩行者等の通行できる一定の幅員が残ること。

〈原付・自二輪〉車道、分離帯、ロータリーその他これらに類する場所以外の道路の部分のうち、車道に近接する場所であって、駐輪後に歩行者等の通行できる一定の幅員が残ること。

3. その他

放置自転車等が問題となっている地域であって、一般公共の用に供する自転車等駐輪器具であること。



【自転車駐輪場：東京都】



【自動二輪車駐輪場：東京都】

【参考通達】

道路法施行令の一部改正について(H18.11.15道路局長通知)

事例5 その他の提案について

【考え方】

- ◇ご提案いただいた以下の事業は、基本的に道路管理者が行う事業であり、地域のニーズを踏まえて様々な事業を展開しています。
- ◇地域からの要望等につきましては、管轄する道路管理者へお問い合わせ下さい。

- 道路管理者が行う道路整備
(バイパス整備、歩行者自転車道整備等)
- 道路管理者が行うペDESTリアンデッキ整備
- 道路上の駐車場整備
- その他、電線の地中化、地下へのバスターミナル整備、ネーミングライツの売却 等



【自転車道の整備:大阪市】



【ペDESTリアンデッキ:豊橋市】



【駐車場の整備:水戸市】



【電線の地中化:京都市】